

令和3年

第3回伊是名村議会臨時会会期日程

会 期 1日間

自 令和3年11月11日

至 令和3年11月11日

月 日	曜日	会議、休会、その他
11月11日	木	本会議(開会、議案審議、閉会)

(議決結果)

令和3年第3回伊是名村議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第50号	令和3年度伊是名村一般会計補正予算(第4号)	令和3年11月11日	原案可決
議案第51号	物品購入契約の変更について「離島廃棄物適正処理促進事業(油圧ショベル購入)」	令和3年11月11日	原案可決
議案第52号	伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和3年11月11日	原案可決
発議第6号	海底火山噴火による噴出した漂流漂着軽石に関する意見書	令和3年11月11日	原案可決

令和3年第3回伊是名村議会臨時会会議録 第1号					
招集年月日	令和3年11月11日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和3年11月11日	14時30分	議長	宮城安志
	閉会	令和3年11月11日	15時09分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席8名 欠席2名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	出席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	〃
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	欠席			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

2番	宮城義秀	3番	仲田正務
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	兼元清永
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里篤	商工観光課長	神田宗秀
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和3年11月11日

会議録署名議員の指名
会期の決定
令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）
物品購入契約の変更について「離島廃棄物適正処理促進事業（油圧ショベル購入）」
伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
海底火山噴火による噴出した漂流漂着軽石に関する意見書

令和3年第3回伊是名村議会臨時会議事日程（第1号）

1. 開 議 午後2時30分

2. 付議事件及び順序 令和3年11月11日（木）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第50号	令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）
4	議案第51号	物品購入契約の変更について「離島廃棄物適正処理促進事業（油圧ショベル購入）」
5	議案第52号	伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
6	発議第6号	海底火山噴火による噴出した漂流漂着軽石に関する意見書



うに思いますけど、一晩明けてみますと、強い北風により、あるいはまた波の流出によって、また元に戻って港内が軽石で満杯をしてしまうという状況にあり、それを繰り返して除去作業を行ってきております。

作業に携わった皆さん方に心から厚くお礼を申し上げたいと思います。また、港内にはまだまだその後遺症が残っておりまして、また、港の外にも大量の漂着物がまだ漂流をしているという状況でありまして、それが大潮で海岸に漂着したものと、そして外から入るものがまた港内に入ってしまうと大変なことになるのではないかとこの心配もしております。

また、今日、運天港に聞いてみますと、港の外、港の内、まだまだ多くの軽石が漂着をして、あるいはまた漂流をしているという状況で、運天港についてもまたいつ何時、漂着物が満杯になるかという心配をしております。そういった中で、私たちのフェリーについても3日船が運航できなかったということで、村民生活や、あるいは村経済に大きな打撃を与えてしまったということで、非常に心配をしているところであります。

そういった状況を踏まえまして、昨日も実は北部地区市町村会の会長、そして伊江島の村長、伊平屋の村長、本部町の町長と話をしまして、何とかそういった緊急事態に本部港にお互いのフェリーが接岸できるような、そういう改善をしてもらえないかということで、そのことについて県知事に要請をしていく今段取りを進めているところであります。

15日には、北部地区の市町村会会長をはじめ、役員の皆様方、そして私共も一緒になって知事にお会いをしまして、そのことをぜひ改善をし、あるいはまた国や県の力で支援をしていただきたいという要請をする事になっております。

その他にも本部港の緊急時にバースが使えるように、ぜひ改善をしていただきたいということを口頭でお願いをしようと思っております。

また、口頭だけではなくて、そのことを文書で要請しようということで、いま3村そのことについて協議をしているところであります。

ぜひ、早々とそういった要請行動を起こしていただきたいというふうに思っておりますので、議員各位の皆さん方のご協力を切にお願いを申し上げます。

それでは、議案第50号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算(第4号)の提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村一般会計補正予算(第4号)は、予算総則第1条に定めることとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,566万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億655万2千円とするものであります。

歳入につきましては、14款国庫支出金で245万9千円の増、19款繰越金で財源確保のため、前年度繰越金588万7千円の増、20款諸収入で731万7千円の増額となっております。

その主な内容としましては、14款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金費の増、20款諸収入では、プレミアム付商品券販売収入の増額となっております。

歳出につきましては、2款総務費で1,257万2千円の増、7款土木費で309万1千円の増額となっております。

その主な内容としましては、2款総務費では新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金費で地域応援プレミアム商品券事業の追加販売による増、中小企業者等月次支援金給付事業の予算計上となっております。

5款農林水産事業費では、農業総務費で人件費の減、農地費で農道や沈砂池等の維持管理作業費の増額となっております。

7款土木費では、道路維持費で仲田地区集落道路内一部区間の路面、排水溝改善検討業務の予算計上、港湾管理費で小笠原諸島の海底火山で発生した噴火による漂着した軽石の撤去作業費の予算計上となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和3年度伊是名村一般会計補正予算(第4号)を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和3年11月11日、伊是名村長 前田政義。よろしく願いをいたします



す。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

村長からの説明であったんですが、中小事業者等月次支援事業、その事業の内容をお聞かせいただきたい。

議長（宮城安志）

ページは。

5番（東江清和議員）

ページは、9ページです。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。この中小事業者等月次支援金給付事業についてですが、これは国、県で行われている月次支援金、こちらの方が事業者が50%以上の減収、2019年、2020年度と対比して50%の減収があった事業者に対して月ごとの比較で支援金を給付しております。

それを補完する意味で村においては、30%以上の減収の事業者に対して支援金を交付するという事業となっております。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

これは期間からすると遡ってするという事なのか、及び金額はパーセンテージで支給されるということになるわけですか。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。まず、支給期間と言いますか、支給対象ということで、

まん延防止期間、緊急事態措置期間、4月から9月までの間の月日になっております。

そして法人の事業者に対しては上限が15万円、個人事業者に対しては上限7万5千円の上限となっております。大体比較して減収額がこれ以内だと、また、それより少し下がる形になります。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

村長が子ども議会のごときにご説明がありました起業者支援金を創設するというお話があったんですが、これとは関係しないということですね、わかりました。以上です。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時45分

再開します。

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

同じく9ページで地域応援プレミアム付商品券事業、それは今まで第2弾されて、これは第3弾だということになるのか。その辺またこれまで行ってきたものと違うのか。同じようなものなのか、ちょっと詳しい説明の方をよろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。まず、今年初めの方からプレミアム商品券、島内向けに販売しておりました。その中には最初は島民と入域者ということで5,000冊販売をしておりましたが、やはりコロナの感染が止まらない状況で、その全部について村内向けで販売をして、殆ど完売という状態で好評いただきました。

た。

今回、コロナがだいぶ収束したということで入域者向けに3,000冊を増刷して販売を行いたいと思ひまして、この事業で追加の事業を提案しております。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

これは村民を対象とかではなく、村に入域される方を対象にということで、例えば対象にした場合、どういった点で村にどのような恩恵をしようと考えている事業なのか、その辺までちょっと教えていただきたいと思ひます。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。まず、村民向けもそうでしたが、この券については、やはり村内でしか使えないという券でありまして、まず村内で消費されるという点が1点で、また、ちょうど冬場ということで、入域者を公募することによって、観光客の方も多少そういった恩恵があるということで増えるのではないかという目的もありますので、この入域者向けのプレミアム商品券を提案しております。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

入域者ということなんですが、本島、内花港とかからもいらっしゃったり、あと例えばいま運天港でどのような人を対象に入域者と考えていらっしゃるのか、チケット販売、片道なり、業者とかも一切関係なく入域者、チケットを買った方は全部対象だというふうに考えているのか。

それと内花から島渡りで来るお客さんについては、どのようなことを考えていらっしゃるのか、よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。この対象者としては、入域者ということでチケットを購入していただいた方にチケットの提示も求める形となっております。

また、伊平屋からの方は見逃していた件もありますので、そちらは許可を得て渡しをやられている方々に情報提供いただいて販売を進めていきたいなど思っております。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

ぜひ、内花港からもいま言われたような渡船の免許を持って領収証を発行されたりしている方の領収証を出していただければ、同じように入域者とするような、そういったことも漏れのないようにぜひ頑張ってくださいなど。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

私の方から1点だけ、12ページ、仲田地区集落道路改善検討業務とありますけど、これは内容とか、箇所、そこら辺りは決定しているのでしょうか。それとも検討するということでもありますので、検討業務とされているので、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。この件に対しては議員もご承知のとおり、区からの正式な要望が先月文書でありまして、道路の側溝の蓋が設置状況が悪いということで、車が通る度にがたがた音がしたりと、あるいは排水の詰まりがあるとか、そういう要望を受けまして、いま中学校から公民館向けの縦のラインと、東江克伸議員の実家、そこの横のライン、二つのラインを調査を入れ

ようかなというふうには考えております。

議長（宮城安志）

1 番、前川秀和議員。

1 番（前川秀和議員）

検討ということで、いま 66 万円というのは、調査費用という形で捉えてい  
いわけですか。それとも工事自体がそれだけかかるという意味なんですか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

業務の内容としましては、まず図面の起こし、それと概算的な工事費の算出  
をいまお願いしているところでございます。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 50 号・令和 3 年度伊是名村一般会計補正予算（第 4 号）を  
採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号・令和 3 年度伊是名村一般  
会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 4

議案第 51 号・物品購入契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第 51 号・物品購入契約の変更についての提案理由の説明をいたしま

す。

油圧ショベル購入について、伊是名村契約規則（平成14年規則第5号）第34条第1項及び第2項の規定に基づき次のように契約金額を変更したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

1. 契約の目的、2. 契約済金額、3. 元契約に対する変更額、4. 変更契約額、5. 契約の相手方等については、議案書のとおりでございます。

令和3年11月11日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、油圧ショベル購入の契約の変更については地方自治法第96条第1項第8号及び伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第31号）第3条の規定により議会の議決を必要としますので、この議案を提出するものであります。

なお、事業の概要、改定契約書の写しなどについては、添付されてございます。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時00分

再開します。

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

提案理由の中には変更する条項はあるんですけど、この契約により新しく200万円等々の変更額があるんですが、原因は何が変更なのか、その中身を説明して下さい。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

説明します。添付の資料では、ちょっとわかりづらいところがありますこと  
をお詫び申し上げます。

資料3の事業概要のオプション装備の⑦2アタッチメント配管、この部分が  
いま変更になる箇所であります。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

これで討論を終了いたします。

これから議案第51号・物品購入契約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号・物品購入契約の変更につ  
いては、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第52号・伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議  
題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第52号・伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ  
いての提案理由の説明をいたします。

伊是名村職員の給与に関する条例（昭和58年条例第4号）の一部を別添の  
ように改正したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項  
第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和3年11月11日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告に鑑み、伊是名村職  
員の期末手当の率の改定を行うため、本案を提出するものであります。

なお、伊是名村職員の給与に関する条例の一部改正については、第1条、伊是名村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。改正前、改正後、添付されております。

次に第2条、伊是名村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。改正前、改正後が添付されているとおりであります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行するという内容でございます。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、討論を省略したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号・伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号・伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6

発議第6号・海底火山噴火による噴出した漂流漂着軽石に関する意見書を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

発議第6号

令和3年11月11日



提出者 東江克伸  
賛成者 東江清和  
賛成者 前川秀和

## 海底火山噴火による噴出した漂流漂着軽石に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により、議会の議決を得たいので提出する。

なお、意見書を読み上げて趣旨説明とさせていただきます。

## 海底火山噴火による噴出した漂流漂着軽石に関する意見書

今年8月、小笠原諸島の海底火山「福德岡ノ場」で発生した、国内最大クラスの噴火により、大量の軽石が噴出され、海流の影響で西側へ移動し、10月上旬以降、沖縄本島及び周辺離島や奄美大島などに次々と漂着している。

漂着した大量の軽石は、県内各地の漁港や海岸及び河川などに漂着しており、漁港が覆い尽くされることで、漁業者が出港することが出来なくなったり、モズク養殖及び養殖アオサに被害がでている状況である。10月28日付の地元新聞によると、県内11市町村で漂着軽石が漁港内に流れ込むなど漁港関係者を中心に深刻な被害が出ていることが明らかになった。

また、景観悪化によりホテルの宿泊や、マリンレジャー体験がキャンセルになるなど、各方面に影響が出てきている。

特に沖縄本島西側海岸に於いては、軽石の大量漂着による被害が、全国的に大きく報道されており、伊是名村においても出港した漁船が軽石を吸い込みエンジン不具合を起こして止まるトラブルが発生したことが報告されている。また、伊是名島と沖縄本島を結ぶ唯一の定期船であるフェリーいげな尚円が軽石の大量漂着により運天港に入港できず島に引き返すなど村民の生活にも被害が出ている。伊是名島の沖合、海岸などにまだ多くの軽石が漂流しており、海人（漁師）が漁に出港できず生活できない

状況になっているなど、景観・環境及び生態系等に大きな問題となっており、今後は更に多方面に被害が拡大しないかと大変危惧しているところである。

このような状況であることから、本村議会は、政府において下記事項についての早急な対応を求める。

#### 記

1. 漂着軽石により被害を被った個人や事業者への補償を行うこと。
2. 国の責任において、漂流漂着した軽石を除去すること。
3. 県管理の港湾に於いては、沖縄県の責任で速やかに漂流漂着した軽石を除去すること。

以上、決議する。

令和3年11月11日

提出先

- ・内閣総理大臣・内閣官房長官
- ・国土交通大臣・農林水産大臣
- ・環境大臣・沖縄及び北方対策担当大臣
- ・沖縄県知事・沖縄県議会議長。

伊 是 名 村 議 会

以上です。

議長（宮城安志）

これで説明を終わります。

お諮りします。本案について質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第6号・海底火山噴火による噴出した漂流漂着軽石に関する意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、発議第6号・海底火山噴火による噴出し

た漂流漂着軽石に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第3回伊是名村議会臨時会を閉会いたします。

閉会（午後3時09分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員